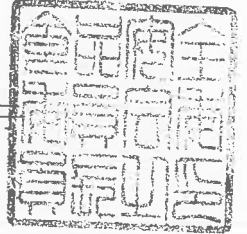




府食第555号
平成23年7月7日

農林水産大臣
鹿野 道彦 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品健康影響評価について（回答）

平成23年7月5日付け23消安第2054号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた事項は、飼料の用に供することが目的とされていない農作物が食品残渣等に混入し、それが飼料に再利用される場合に家畜が摂取する可能性を否定できないことから基準を定めるものであるが、現時点において基準の対象となる農作物として想定されるものは、パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統（以下「パパイヤ55-1」という。）のみである。食品としてヒトの健康を損なうおそれはないとの食品健康影響評価（平成21年7月9日府食第658号）がなされたパパイヤ55-1は、その評価結果において、挿入された遺伝子によって産生されるタンパク質は宿主の代謝経路に影響を及ぼす可能性は低く、パパイヤ55-1において新たな有害物質が産生されるおそれはないとされていることから、食品残渣等に混入したパパイヤ55-1を摂取した家畜由来の畜産物に安全上の新たな問題が生じることは考えられない。このため、当該基準を定めて、パパイヤ55-1にこれを適用する場合に限っては、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。